

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 中島 徹
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成27年7月7日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	船井電機株式会社
証券コード	6839
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー （Wellington Management Company LLP）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、02210 マサチューセッツ州ボストン、コンGRESS・スト リート280
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 原田 真紀子
電話番号	03-6889-7000

## 2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ウエリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド （Wellington Management Japan Pte Ltd）
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル7階（日本における営業所）
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 原田 真紀子
電話番号	03-6889-7000

## 3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ウエリントン・マネージメント・ホンコン・リミテッド （Wellington Management Hong Kong Ltd）
住所又は本店所在地	香港、セントラル、ファイナンス・ストリート8、トゥー・インターナシヨナル・ ファイナンス・センター17階
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 原田 真紀子
電話番号	03-6889-7000

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	平成27年5月29日
訂正箇所	平成27年6月5日に提出しました変更報告書No.1の提出者（大量保有者） / 3 の住所に不備がございましたので、訂正いたします。添付書類の委任状の住 所の記載も同様に訂正しましたので、添付いたします。

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 3【提出者（大量保有者） / 3】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
---------	----------

氏名又は名称	ウエルントン・マネージメント・ホンコン・リミテッド (Wellington Management Hong Kong Ltd)
住所又は本店所在地	香港、セントラル、ワン・エクスチェンジ・スクエア32階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

3【提出者(大量保有者)/3】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	ウエルントン・マネージメント・ホンコン・リミテッド (Wellington Management Hong Kong Ltd)
住所又は本店所在地	香港、セントラル、ファイナンス・ストリート8、タワー・インターナショナル・ファイナンス・センター17階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	